

毎週火、金曜日発行(但休日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物
定きは翌日

鳥取県公報

◇告示 健康保険法等の規定による看護の給付を行なう場合の看護料の支給基準
児童福祉法による指定養育医療機関の辞退
家畜伝染病予防法による豚の流行性脳炎予防注射の実施

告示

看護料支給基準

病 類 別	看護日	看護料	看護補助者
コレラ、痘瘡、発疹チフス、ペスト	一、二三〇円	九八〇円	
右以外の法定伝染病、赤痢(疫痢を含む)、腸チフス、パラチチフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、日本脳炎及び急性灰白髄膜炎、開放性結核、結核病棟に収容された非開放性結核患者並びに精神病	九八〇円	七八〇円	六九〇円
普通病	八二〇円	六六〇円	五七〇円

鳥取県告示第二百三十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第十条及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和三十八年四月一日から適用し、昭和三十七年二月鳥取県告示第二百二十八号(健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準)は、昭和三十八年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

備考

- 1 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 2 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当たり看護料の額に二割五分の額を加算することができ。

鳥取県告示第二百三十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五第二項の規定に基づき、次の指定養育医療機関の辞退があつた。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称 厚生 病院

所在地 倉吉市越殿町一、四〇八番地

鳥取県告示第二百三十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚の流行性脳炎予防注射を実施するから、家畜伝染病

予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚の流行性脳炎予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 繁殖用雌豚
- 四 実施期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 流行性脳炎予防液皮下注射

別表

一	次	二	次	三	日	次	実	施	区	域	実	施	場	所
五月	十日	五月	十四日	五月	二十日	倉吉市、東郷町、羽合町								
〳	十一日	〳	十五日	〳	二十一日	北条町、大栄町、赤碓町								

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一冊月二五〇円(郵送料共)